

長崎市障害者雇用認定事業者 審査申請書提出の手引き（物品製造等）

○ 申請書類の受付期間

令和5年1月10日（火）から令和5年2月3日（金）まで

* 期間後も随時受付します。6を参照

○ 申請書類の提出方法及び提出先

提出方法：持参または郵送

提出先：〒850-8685

長崎市魚の町4番1号

長崎市理財部契約検査課総務係

○ 対象事業者

長崎市物品等競争入札有資格者名簿の物品購入、賃貸借、製造の請負又は業務委託に係る業種に登録があり、市内業者として登録されている者（個人・法人は問いません）

○ 認定の有効期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

お問い合わせ

長崎市理財部契約検査課

申請受付について 電話：095-829-1160

本件制度について 電話：095-829-1277

ファックス：095-829-1129

E-mail：keiyaku@city.nagasaki.lg.jp

1 対象事業者

長崎市物品等競争入札有資格者名簿に物品購入、賃貸借、製造の請負又は業務委託に係る業種に登録があり、市内業者として登録されている事業者（個人・法人は問いません）が対象です。

2 審査基準日

申請書類の受付日を審査基準日とします。

3 適格要件

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号、以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき障害者の雇用義務がある事業者（以下「法定事業者」という。）の場合は、令和 4 年 6 月 1 日時点で障害者雇用促進法第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること。
- (2) 障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用義務がない事業者（以下「法定外事業者」という。）の場合は、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告書の対象となる障害者^(※1)を、審査基準日において 3 ヶ月以上雇用していること^(※2)。

※1 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告書の対象となる障害者とは、以下のいずれかに該当する労働者です。

(ア) 身体障害者

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級に該当する方。

(イ) 知的障害者

児童相談所、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者雇用促進法第 19 条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された方。

(ウ) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

※2 参考 申請できる日は、対象となる障害者の雇用開始日から 3 か月を満了した日以降となる。

例：雇用開始日が令和 4 年 10 月 12 日 → 令和 5 年 1 月 11 日以降申請可

4 申請書作成上の注意点

(1) 令和5年度長崎市障害者雇用認定事業者審査申請書（物品製造等）

① 申請者

- 本店（本社）の代表者の氏名を記入してください。
- 印鑑は代表者の印を押印してください。
- 申請内容を確認する場合がありますので、担当者の氏名を必ず記入してください。

② 障害者雇用の区分

- 法定事業者又は法定外事業者のどちらか該当する方に○をしてください。

(2) 添付書類

① 法定事業者

障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告書の写し
（令和4年6月1日現在のもの）
（公共職業安定所の受付印のあるもの）

② 法定外事業者

ア 雇用保険に係る事業所別被保険者台帳の写し

（審査基準日以前1ヵ月以内に発行されたもの）

イ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し（全ページ）又は知的障害者判定機関（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター）による判定書の写し

※ 手帳の写しの提出に当たっては、使用目的を本人に伝えたいえで承諾を得ること。

③ 「返信用封筒」

「障害者雇用認定事業者認定通知書」を送付しますので、返信用封筒を1通提出してください。

なお、申請書提出を郵送で行う場合は、受領票送付用としてもう1通提出してください。

封筒の大きさは「長3」とし、84円切手を貼付し、宛先を記入してください。

④ 「受領票」

申請書を受領した際に受領票を交付しますので、「提出書類一覧表」から「受領票」を切り取り、提出書類と一緒に提出してください。

受領票は、認定通知書が届くまでの間、大切に保管してください。

5 認定通知書

- (1) 審査の結果、適格要件を満たす事業者については、障害者法定雇用事業者又は障害者雇用プラスワン事業者のいずれかの区分で認定を行い、「障害者雇用認定事業者認定通知書」により通知します。

ア 障害者法定雇用事業者

法定雇用障害者数と同数の障害者の雇用を行っている法定事業者をいう。

イ 障害者雇用プラスワン事業者

法定雇用障害者数を超えた数の障害者の雇用を行っている法定事業者及び障害者の雇用を行っている法定外事業者をいう。

- (2) 同通知書には、認定の種類や有効期間等の重要情報を記載しておりますので、大切に保管してください。

6 認定の有効期間 (詳細)

- (1) 当初受付期間 (R5.1.10~R5.2.3) に申請された方

認定の有効期間 R5.4.1~R6.3.31 (1年間)

- (2) 随時受付期間に申請された方

認定の有効期間 認定開始日~R6.3.31 (1年未満)

※概ね2週間程度で認定登録しますが、確認に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

7 障害者雇用認定によるメリット

本件登録業者を対象にした優先発注を行っております。詳しくは、契約検査課物品契約係 (Tel 829-1277) までお尋ねください。